慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 国家意志の帰一 |
| Sub Title | |
| Author | 村田, 岩次郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1915 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.2 (1915. 2) ,p.189(81)- 198(90) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150201-0081 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て英蘭銀行が新たに支金庫を設けたオッタワに向ふ正金の流出に對して爲替相場を整調せむと企てたこと是である。此等の施設により漸く英貨手形の爲替相場を四弗九十六仙近くに定着せしめ得たのであるが、其後貨物輸出の增加と倫敦金融市場の漸次平穩に復したとの影響により十月の末には一時平準相場を現出するようになつた。若し現在の如き倫敦金融市場の平穩なる狀態が尙繼續するならば、倫敦に於て滿期となる巨額の債務殊に同市場に於て多額に保持せらるる短期の米國鐵道證券の代りに同一期限の信用を求めることは必ずしも不可能ではあるまい此關係に於て倫敦が米國輸出入貿易に對する金融機能を如何なる程度迄恢復し得たかを注意するは極めて興味ある問題である。不幸にして時局の進捗が倫敦に於ける經濟上の緊張を長く一掃せしめなければ、當分爲替關係の平調は望み難いであろう。之を要するに歐洲に對して巨額の債務を負うて居る米國の如き國家は現在の時局に於ては全く受動的立場に在る。從つて斯る債務國は經濟的機關を攪亂する所の勢力を積極的に支配することは到底出來ぬのである。

筆者附言

前號所載の揷稿「新四國に於ける近時の勞働紛議」は昨年十月末の執筆に係るを以て、今年より看れば其年代に一箇年の相違がある。即ち篇中昨年とあるは總て一昨一九一三年の事で又今年とあるは昨一九一四年のことであるから、讀者の注意を乞ふ。尙八三頁下段十行目に「昨千九百十三年一月二十日の」云々とあるは「千九百十四年一月二十日の」云々の誤植であるから一言玆に申添へる

# 國家意思の歸一

村田岩次郎

國家が全一の人格者たる以上國家の意思は常に歸一せられざる可からず。是れ固より明白なる事なれども、國家の意思は唯一の機關に依り唯一の形式を以て發表せらるるものにあらざれば異なる形式に從ひ異なる機關に依りて發表せられたる意思が如何に歸一せらるる可きかは時に甚だ重要且つ複雜なる問題を惹起することなきにあらず。即ち本稿に於て一二重要なる問題を提へ、最も公平なりと思はるる見解を示す所以なり。

## 一　憲法と典範

學者時に實質的憲法と形式的憲法との區別を認むることあり。前者は國權の組織及び作用を定むる基本法を意味し、後者は特に憲法として指定せられたる法典を指稱す。故に此の區別を以てすれば帝國憲法は形式的憲法にして、皇位繼承の順位を定め、攝政の事を定むる皇室典範の規定、貴族院の組織を定むる衆議院議員選擧法等は總べて實質的の憲法に屬するものなり。皇室典範に關しては國法なりや、將た又家法なりやてふ問題あれども、之を國法なりと云ふも正しからざれば又之を以て家法に過ぎずと爲すも誤れり。如何となれば典範の一部は國法的規定にして所謂實質的憲法を成すものなれども、典範の他の一部は純然たる家法的規定たれば也。然り而して此の典範の二重の性質を豫め了解し置くにあらざれば憲法と典範との相對的效力を正解し得ざる可し。

憲法第七十四條第二項に曰く「皇室典範を以て此の憲法の條規を變更するを得ず」と。然らば則ち憲法を以て例外なく皇室典範の規定を變更

し得るものと解す可きや？　或は又皇室内部の事項に關する規定は憲法を以てするも變更する能はざるか？　又憲法に於て皇室事項を定めたる時は典範の規定を以て之れを變更し得ずとの意味に解す可きや？　若し夫れ第一説の如く解せんか憲法第七十四條第二項の明文を解するには甚だ好都合なるに似たりと雖も、爾く解する時は議會が皇室内部の事にまで容喙することとなりて憲法改正の手續と典範改正の手續とを異にしたる趣旨を沒却するに至らざるを得ず。如何となれば典範補則第六十二條には「將來此の典範を改正し、又增補す可き必要あるに當ては皇族會議及び樞密顧問に諮詢して之れを勅定すへし」と規定し、憲法第七十三條第一項には「將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すへし」とありて、典範の改正には議會の容喙を避けんとするの精神甚だ明白なればなり。是を以て第一説を採用す可からざること明かなり。然らば如何なる場合に憲法を以て典範を變更し得るやと云ふに、前述したるが如く、典範の規定の一部は實質的憲法を成すものにして、憲法は此種の規定を變更し得ざる理由あらざれば、此等の規定は憲法に依つて自由に變更せらる可きものと解せざる可からざるなり。而して之と同時に憲法に於て既に皇室事項を定めたる時は典範の規定を以て之れを變更し得ざること勿論なり。併し乍ら典範は皇室内部の事に關しては最高の權威を有するものにして、從つて憲法の一般規定に對して例外的規定を設くることを得るものとす。例へば憲法第五十七條には「司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ」と規定せるにも拘はらず皇室典範第四十九條には「皇族相互の民事訴訟は宮内省にて裁判員を命じ裁判せしむ」とあるが如し。是れ即ち民事刑事の裁判は裁判所之を行ふと云ふ憲法上の原則に對する例外的規定に外ならず。然れども憲法第七十三條の明文の存する限り、決して典範を以て一般的に憲法規定を變更し得るものにあらず。典範の規定は皇室事項以外に亘る可からざると同時に又憲法を以て既に規定したる皇室事項を變更し得ざる也。一言以て之を蔽へば典範は皇室内部の事項に關しては最高の權威を有し、憲法を以て之を變更す可からざると共に皇室内部の事に關しては憲法の例外規定をも設くることを得るものなるも、皇室の外部に對する關係を定むる典範の規定は憲法に依つて動かさるると同時に憲法の規定を動かすことを得ざるなり。

### 二　條約と國法

條約は國家間の約束なり。故に條約は直接條約國を拘束す。既に條約國が之に依つて拘束せらるる以上、條約は國法と到底無關係なるを得ず然れども條約が當然對内的效力を有するものなりや否やの問題に關しては學者の意見一致せず帝國憲法第十三條は「天皇は……諸般の條約を結締す」と規定し、何等の制限を規定し居らざるを以て天皇の條約締結權は絶對無制限のものと解す可きものなりや、又爾く解する時は立法事項を定むると否とに拘はらず、條約は當然對内的效力を發するものなりや？　今茲に吾人の解決せんとする問題は即ち是れなり。

國際條約は當然對内的效力を有すと爲す論者は次の如く主張せり。條約が國家と國家との間に結ばるる約束にして第一には國家自身を拘束する力を有するものなること固より爭ふ可からずと雖も、條約は單に國際法上の效力を有するに止まり、國法上效力を有することなしとするは當を得ず。憲法が既に一定の機關を定めて之に條約締結權を賦與し、其の機關が國家を代表して條約を締結したる以上は其の條約は有效なる國家の意思として存在す可きは言を俟たず。

然り而して條約が既に國家の意思として有效に成立すとせば、此の意思は單に國際法上有效なるに止まらずして國法上に於ても亦有效ならざる可からず。國家意思の效力は到底分割す可からざるなり。國際法上有效なる國家意思にして國法上無效なりと言ふは國家が全一の人格者たる性質に反せり。契約が當事者のみを拘束し、第三者に效力を及ぼさずと云ふの原則は之を國家と國民との間に適用す可からず、國民は國家に對して第三者の地位に立つものにあらずして國家の一部分として國家の統治權に服從するものなり。換言すれば國家は自己の一方意思を以て國民を拘束するの權力を有す。是を以て國家にして若し國民の權利義務を決定し、而して其の決定が國法上有效のものたる以上、國民は固より之に依つて拘束せられざる可からざるものとす。法律又は命令の形式を以てするに非ざれば國民を拘束し得ずとの理あることなし。條約の內容が人民の權利義務を定むる時は夫れ自身法規として國民を拘束するの力あるものなり云云。（甲說）

右の學說は要するに條約は同時に對外的並に對內的效力を有するものなりと爲す也。其の根本の理由とする所は國家が全一の人格者にして、其の外に向つて有效なる意思は當然內に向つても亦有效ならざる可からずと爲すに在り。純理の上より見て別段之を非難するの要なしと思へども、之に對しては次の如き反對說之有り。抑も條約なるものは二個以上の國家の合意に基きて成立するものなり。條約は決して國內に向つて發する命令にあらざるなり。條約は國家の內部に對する意思發表にあらざるなり。而して條約の批准は國家の官廳臣民に對する法令の裁可にわらざるなり。帝國憲法第十三條は天皇に條約締結權の存することを規定せるも、此の規定たるや決して憲法の他の規定を破る可き效力を有する者にあらず。即ち條約締結權は立法權の例外となるものにあらず、條約の締結と立法の作用とは兩兩相對立して互に相侵犯す可からざるなり。憲法第十三條は條約締結權の所在を明かにしたるに過ぎず。此の憲法の條規に依り天皇の締結したる條約は同時に內外に對して效力を發するものと速斷す可からざるなり。憲法第十三條は條約の締結に際して天皇の代表權の範圍を定めたるものにあらず、代表權の範圍は憲法の一般の規定に從ひて之れを決定す可きものとす。天皇の條約締結權は憲法の明文の示す所なりと雖も、天皇は如何なる事項をも有效に締結し得るものにあらず。天皇は唯其の親ら履行し得る行爲を無條件に約束し得るのみ從つて他の國家機關の參與を必要とするものなる時と、天皇は斯かる事項に關して無條件に國家の負擔を定むることを得るものにあらず。例へば、條約を以て議院制度の廢止を無條件に決定する能はざるが如し。是等の事項に關して、元首が一定の制限を受くるは憲法の原則とする所なり。此の元首に對する內部の制限は外に對する場合に於ても亦有效なり從つて元首の行動が外に對しては絕對無制限にして內に對しては有限的なりと解することを得ず。然れども既に元首に條約締結權の存在する以上、其の締結したる條約は形式上全然無效なるものにあらず。若し夫れ條約を以て立法事項を定めたりと想定せんか、其の條約は有效に成立するも、未だ確定的の效力を有するものにあらざるなり。換言すれば、斯かる條約は議會の不同意を解除條件とするものなれば、議會の不同意に依つて條約としての效力を失ふものなり云云。

（乙說）

吾人は上述の甲乙二說を是非するに先ち豫め大權の法律上の性質を明かにせんと欲す。大權は天皇の親裁するを要する政務の範圍なりや（A

說）？　大權事項は法律を以ても定むるを得るや（B說）？　大權は議會の關與を要求せざるも必ずしも親裁するを要せざる政務の範圍なりや（C說）？　若夫れA說の如く解せんか大權事項は絕對に官廳に委任するを得ざることとならん。さり乍ら是不通の論たり。如何となれば現に到任官の任免は大臣、府縣知事、其他行政長官に委任せられ居るのみならず、若し是等の事細大漏らさず天皇の親裁を要すと爲す時は甚しき不都合を生ず可く、又斯かる不便を忍びても猶天皇の親裁を要するものと爲す可き必要毫も存せざればなり。但し大權事項は天皇の親裁ある可きを原則とすること言を俟たず。次ぎにB說の當否を考ふるに、大權事項は法律を以て定むることを得ると云ふ說を贊する者は曰く、「勅令と云ひ法律と云ふも共に國家の意思表示たるに變りあることなし、殊に法律は二個の國家機關の共同作用に依りて成立し、勅令は一個の機關の單獨作用に依りて決定せらるるものなれば、法律を以て命令事項を定め得るは勿論なり」。と然りと雖も此說も亦誤まれり。若し論者の言を以て眞なりとせば、憲法第十條の但書の如きは全然無用なるにあらずや？　同條但書に曰く、「此の憲法又は他の法律に特例を揭げたるものは各其條項に依る」と。卽ち此の但書は法律を以てするも猶官制を定め得る例外の場合を認めたるものにして、此の規定の反面解釋として大權事項を定むるには原則として議會の關與を要求せざることを推斷し得るものなり。是れ猶ほ立法事項が原則として命令權の範圍外に在るが如きなり。論者或は言はん、法律を以て大權事項を定め得ざるにあらず、勿論法律を以てするにあらざれば改廢するを得ざらしむるが如き形式に於て大權事項を定むるは違憲なるべしと雖も、無條件に普通の勅令を以て改廢し得るが如き形式に於て法律を以て大權事項を定むるは毫も咎む可き事にあらず。然り而して憲法第十條は其の但書に於て之が例外の場合を認めたるものにして、卽ち斯の場合に在りては必ず法律を以て定む可きものなり。既に法律を以て定む可きものなるが故に、之が改廢は法律又は緊急勅令に依らざる可ならず」と。此の說後半は正しきも前半は誤まれり。如何となれば普通の勅令にて無條件に變更廢止せらるるが如き法律を認むるは憲法の精神に反すること明かなれば也。唯是に於て特に讀者の注意を促すの要ありと思はるる一事は法律の理屈を以て一概に政治の實際を律す可からざること是也。立憲國に於て政治の實際に關與するものは國務大臣にして、國務大臣は能く輿論の趨勢と人心の歸向とを察し、最善の獻策を爲す可き責任を有すること勿論なり唯、今は法律上大權は議會の關與を要求せざる行政の作用なりと言ふのみ。立憲國に於て重要なるは實に國務大臣の議會に對する責任なり。而して其の責任は必ずしも法律上の責任たるを要せず政治上の責任にて可なり。大臣が議會に對する政治上の責任を全うするにあらざれば立憲政治は到底有終の美果を收むる能はず。政府當局者が猥りに大權を云々し、言を左右に託して只管議會の鋭鋒を避くるに努め動もすれば大權に訴へて議會を威壓せんとするの態度を示すが如きは立憲政治家の最も憎む所なり。

さて大權の法律上の性質上述の如く、A說B說共に正しからずとせばC說を採らざる可からず既にC說を採用すとせば、條約の締結が議會關與の範圍外に在ること勿論にして、條約の內容が立法事項たると否とに論なく、條約の批准あると同時に條約は完全に成立し、完全に效力を發するものと解せざる可からざるなり。さはさり乍ら條約を以て憲法を無條件に改廢することを定むるが如きは違憲なること更に疑を容れず。

如何となれば元首の條約締結權も亦憲法上の權限なれば也。是を以て斯の制限の範圍內に於て締結せられたる條約は外に向つて有效なると同時に內に向つても亦有效なり。換言すれば國際間の約束として有效なると共に國法上法規として命令として有效なるものなり。條約の公布に依つて始めて條約が法規として成立するに非ず公布は既に成立したる國家意思を發表するものにして、公布が未だ成立せざる國家意思を成立せしむるものにはあらず。故に條約の批准は之を國法上より觀察すれば裁可の性質を有するものなり。唯條約中に立法事項を包含する時は其の種の事項に付ては特に執行法律を定むることを要す。議會は勿論執行法律を可決せざる可からざるの義務を負ふことなし。されば議會不同意なる時は條約は實際に於て行はれざるの結果を見るを以て條約締結者は條約相手國に對して條約上の義務不履行の責を免るゝ能はざるなり或は斯かる場合の發生を恐れて執行法律は議會の協贊を要せずと主張するものあれども、是れ獨斷なり。政治の實際に於て種々不便なる事情の發生するは到底免るゝ能はざる所にして、之が爲めに法理を枉ぐ可きにあらず。例へば天皇が官制大權に依り奏任官幾人、判任官幾人と定めらるゝも之に關する豫算にして議會の同意を得ざる時は之を實際に行ふ可からざるが如し。法は一層便宜ならんことよりも一層公明正大ならんことを期す可ければなり。若し條約締結者に於て執行法律不成立の場合に條約上の義務不履行の責を免れんと欲せば、執行法律の不成立を解除條件として條約を締結すれば可なり。然りと雖も是れ固より條約締結權を有するものゝ自由意思に任ず可きものにして、決して斯くせざる可からざる理由あるにはあらざる也。

### 三　委任命令の限界

帝國憲法は明文を以て委任命令を規定し居らず



と雖も委任命令を違憲なりとするは固より當を得ず。然らば則ち委任命令は全然無制限に認容し得るやと云はゞ勿論「否」と答へざるを得ず憲法が明文を以て禁止せざるものは如何なる行爲と雖も違憲にあらずと解す可からざると同時に憲法が明文を以て規定し居らざる事項は總て憲法の禁ずる所なりと速斷す可からず。憲法に明規なきも、然かも憲法全體の精神より見て認容す可きものなり、又憲法は明文を以て禁じ居らざるも、憲法全體の精神より見て認容す可からざるものあり。憲法を解釋するに方り濫りに文字に拘泥す可らざる所以實に茲に在つて存す委任命令は憲法に明規なきも猶違憲にあらず。法律を以て事の大綱を定め、其の細則を命令に委任するは是れ立法の一方便のみ。但し法律を以て定む可き事項の大綱をも命令に委任するは全然命令を以て規定すると同一の結果をなすものなれば之を以て憲法の精神に反すと爲すは當を得たり。委任命令は其の效力に於て他の一般の命令と聊か趣を異にせり。命令を以て法律を變更することを得ざるを原則とするも、委任命令は法律の委任に基くものなれば之を以て法律を變更し得可ければなり。即ち委任命令は法律を變更し得可く又法律に依つて變更せられ得可きものなり。

さて前言の如く委任命令には自から限界の存す可きものなれば、法律を以て地方長官に許すに其の地方の一切の事項に關して法律の效力を有する命令を發することを以てするが如きは固より違憲なること明かなり。然れども一部の學者の如く、この論鋒を以て新領土に於ける法律關係を論難せんとするは予輩の左袒する能はざる所なり。憲法第一條に「帝國」とあるは憲法制定當時の帝國を指すものにして、廣く現に我が統治權の及ぶ區域及び將來其の支配下に來る可き領土を包含するものと解す可きにあらず。或

は獨逸の憲法の如く領土を憲法に明記せざりしは現在の領土をのみ指したるにあらざる所以なりと言ふものあらんかなれども、是れ誤れり。帝國統一の事業を遂げたる獨逸が基本法たる憲法に於て領土を明記するの必要ありしは當然の事にして、之を光輝ある三千年の歴史の上に立てるわが帝國の憲法發布當時の事情と對比せんか、彼我の相違すること豈啻に霄壤の差のみと言はんや。故に憲法第一條に單に帝國とあればとて帝國憲法が當然新領土に施行せらるゝ理由と爲すを得ざるなり。又我が憲法は天皇の條約締結權以外に更に領土變更の場合を規定せざるが故に條約の完成に依り當然領土の變更を生ず可く、新に加はれる領土は憲法施行前の內地と同樣の狀態に在る可きものなり。抑も法は文化の程度の甚しく異ならざる人民の間に於て始めて支障なく行はれ得べきものなり。然るに新附の民は內地の民と文化の程度に甚だしき差違あること普通の例なれば、內地に於て行はるゝ法の效力は當然新附の民に及ぶ可きものにあらず、況んや憲法に於てをや。憲法發布の勅語に曰く「我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト玆ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ卽チ祖先ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ奬順シ相與ニ和衷協同シ、益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖先ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ」と。其の意や炳々乎として更に容疑の餘地なき也。（完）



# 限界收穫均等の法則

（收穫最大の法則）（上）

增井幸雄

## 一

經濟學の研究が客觀的有形的の方面から主觀的心理的の方面に向つて變つて來、絕對的の物質論よりも相對的の價値論に重きを置かれるやうになつて來たのにつれて、「效用遞減の法則」を中心とした諸種の理論が近來屢々論議せらるゝのを見受ける。今より六十餘年前に始めてヘルマン・バインリッヒ・ゴッセンによつて創說せられたる「限界效用均等の法則」の如き亦其の一たるを失はぬ。マーシャルが其の著『經濟原論』中「同一物の種々の用途の間に於ける撰擇」と題する章（第三篇第五章）に於て之を論じ、福田博士が『經濟學講義』に於て「限界利用均等の法則」（第三篇第五章）と題して論述せられ、河上博士亦「限界效用平均の法則」なる一文を國民經濟雜誌に於て公にせられ今は之を近著『經濟原論』中の一節（第二章第四）に收めて居らるゝが如き、卽ち是である。然るに之に反して「收穫遞減の法則」並に之に關聯した理論は餘り人の注意を拂ふ所となつて居らないやうである。勿論諸種の著書に於て「收穫遞減の法則」を論じては居るが、それは傳來の踏襲財產として之を取扱つて居るだけで別に新なる研究が加へられるといふ樣子が見ねないやうに思はれる。自分は「效用遞減の法則」なるものと「收穫遞減の法則」なるものとの間には多大の類似を認むるのみならず、是等兩者を以て根本に於ては同一の法則であつて唯其の現はれる方面が違ふのみだと考へて居るので、從つて又「效用遞減の法則」から「限界效用均等の法則」が引き出されると同